

『令和2年度税制改正大綱(9) 外国子会社合算税制見直し』

CRS関連法令は、一部が改正される。対象について、設立後2年を経過していない法人、及び報告対象国を除く租税条約等の相手国等のうち、一定の国・地域の法令に準拠して設立された一定の外国金融機関等が特定法人の範囲から除外される。特定対象者の居住地国の特定手続では、民法組合等の居住地国は、実質的な管理を行う場所の所在する国・地域とするほか、準拠法により遺産が事業体とされる場合には、被相続人の居住地国を特定する。報告金融機関と複数の者との間で締結されている既存特定取引に係る契約がある場合等には、特定取引契約資産額の合計の対象とする。

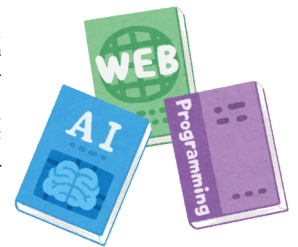
外国子会社合算税制でも次の見直しが行われる。1)部分合算課税の対象となる受取利子等の額の範囲から、その本店所在地国において役員・使用人が棚卸資産の販売の事業及びこれに付随する事業を遂行するために必要と認められる業務の全てに従事する外国関係会社が、非関連者に対し行う棚卸資産の販売から生ずる利子の額を除外2)投資法人等が合算課税の適用を受ける場合は、外国関係会社の所得に課される外国法人税のうち合算対象の額に対応する部分の金額は、その投資法人等が納付した外国法人税の額とみなして、投資法人等の配当等に係る二重課税調整の対象とする。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

『経済産業省が「DX銘柄」の選定を開始「攻めのIT経営銘柄」から発展させた理由は?』

経済産業省は2月3日からデジタルトランスフォーメーション調査(DX調査)を開始した。これは、戦略的IT投資を促すため過去5回選定してきた「攻めのIT経営銘柄」を発展させたものだが、なぜ「IT経営」から「DX」へと名目を変えたのだろうか。ひとつには、「IT経営」と「DX」の本質的な違いが挙げられよう。前者はITを使いこなした経営のことであり、後者はデジタル技術をもとに経営やビジネスモデルを抜本的に変革すること。単にシステムを再構築したり、ITツールを導入したりするだけでは「DX」とは呼べないのだ。経産省は、DX推進において「経営のあり方と仕組み、DX実現の基盤となるITシステムの構築が必要」としているが、これはあくまで前提条件。その取り組みによって企業風土の活性化や売上の増大が成し遂げられなければ、DXが実現したとはいえない。その意味でいえば、日本でDXを実現している企業は非常に少ない。「GAFAM」を筆頭に、最先端のデジタル技術を活用して躍進する企業が世界に続出している一方で、日本企業の存在感が年々薄くなっているのが何よりの証だ。

もうひとつ見逃せないのは、「2025年の崖」が間近に迫っていること。デジタル化に遅れたまま2025年を迎えれば、日本は世界に勝てない状況へと追いやられてしまう。「働き方改革」の旗印のもと、ICTを活用した業務効率化を進めている企業は少なくない。しかし、さらに考えを進め、デジタル技術をもとにビジネスモデルを再構築しないと生き残れない、ということを「DX銘柄」は教えてくれている。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com